

鶴見区生涯学習推進本部 設置要綱

(設置)

第1条 鶴見区の生涯学習や人権啓発・人権教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、鶴見区生涯学習推進本部（以下「推進本部」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習や人権啓発・人権教育に関する全庁的な施策の企画および連携・推進に関すること。
- (2) 生涯学習や人権啓発・人権教育に関する全庁的な施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他に生涯学習や人権啓発・人権教育に関する全庁的な施策に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、本部員で組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にあるものを充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が本部員を招集して行う。

- 2 本部員に事故があるときは、その指名するものが会議に出席して、その職務を行うことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民協働課教育担当（生涯学習・人権）が行う。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

鶴見区生涯学習推進本部の構成

